

## 「台風」等に対する非常措置についてのお知らせ **【改訂】保存版**

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合には下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

災害対策基本法の改正により令和3年5月20日から本市が発令する避難情報が変更され、従来の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2種類の避難情報が、「避難指示」に1本化されました。

### 記

#### 1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

#### 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前 7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前 9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
  - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業（給食は中止）
  - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

#### 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

#### 4 「避難指示」が発令された場合について

##### (1) 水害の避難指示について

本校の校区である待鳳学区・鳳徳学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。待鳳学区・鳳徳学区に、水害による避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

##### (2) 土砂災害の避難指示について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれておりませんので、土砂災害による避難指示が発令された場合の特別措置はありません。

#### 5 在校中に特別警報や暴風警報が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。また、「特別警報」が発令された場合については、原則として「保護者への引き渡し帰宅」とします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。